

令和8年度 岡崎市立翔南中学校 部活動に係る活動方針

1 本校の現状

- ・本校には、陸上競技部（男・女）、ソフトテニス部（男・女）、バスケットボール部（男・女）、卓球部（男・女）、剣道部（男・女）、軟式野球部、サッカー部、バレーボール部（女）、吹奏楽部、現代芸術文化部、マルチメディア部の16部活を設置している。
- ・平日は本校で活動し、休日及び長期休業中はブロック部活動（拠点校・公共施設）で活動している。ただし、現代芸術文化とマルチメディアは、平日、本校で活動、休日は基本的に活動をしていない。
- ・本校設置外の地域ブロック部活動には、弓道（福岡中、額田中）に2名、バレーボール男子（竜南中）に2名、柔道男子（甲山中）に2名、参加している。
- ・最終下校時刻は、日没時刻の変化に応じて定められている。よって、平日の活動時間は、夏期に長くなり冬期に短くなる。
- ・生徒の部活動への加入については、自由選択となっている。

2 本校における課題

- ・学校外での文化的、運動的活動を大事にしたいという生徒や保護者がおり、学校生活との両立を相談されることがある。
- ・教育課程における行事の際には、行事への取組が優先される。そのため、部活動との両立が難しい時期がある。
- ・複数顧問制をとっており、顧問間で仕事や時間の調整などを図りながら、子供の安全確保のため、顧問が必ず練習につくこととしている。しかし、打ち合わせや仕事の下校後となり、教員の多忙化の要因の一つとなっている。
- ・教員配置によっては経験したことのない部活動を担当する場合もあり、指導法を勉強しながら指導していかなければならない。

3 地域ブロック部活動

- ・福岡中学校・南中学校と一緒に活動する。
- ・チーム名は「岡崎SOUTH」
- ・本校設置部活動の拠点校
本校…バスケットボール（女）、卓球（男）、剣道（男女）、サッカー
福岡中…バレーボール（女）、ソフトテニス（男女）、軟式野球
南中…陸上（男女）、バスケットボール（男）、卓球（女）、吹奏楽
- ・本校設置外部活動の拠点校
アーチェリー（東海中）、弓道（福岡中）、ソフトボール（城北中）
ハンドボール男子（竜南中）、ハンドボール女子（美川中）、柔道男子（甲山中）
柔道女子（甲山中）、バレーボール男子（竜南中）、オーケストラ（福岡中）
合唱（竜海中）

3 具体的な活動方針

(1) 部活動運営について

- ・学校は、子供の成長や学業との両立に配慮した適切な部活動運営を行うため、校長を中心とする責任ある指導・運営体制の下、学校全体として組織的に指導、運営及び管理していく。
- ・校長は、岡崎市教育委員会が策定したガイドラインの趣旨を踏まえ、部活動の目標や運営方針を策定し、組織全体で共有するとともに、実態に応じて顧問会議を定期的に行うなど、部活動の組織化を図る。
- ・校長は、本校の部活動に係る活動方針を学校のホームページに掲載および紙面にて公表し、PTA 総会等で保護者に説明する。
- ・顧問は、部活動の目標や運営方針に従い、参加する大会・コンクール等を精選した上で、月間等の活動計画を作成し、校長に提出する。また、保護者へ活動計画を配付する。
- ・顧問は、子供の安全・安心が確保されるよう、健康管理や安全管理を徹底するとともに、スポーツ障害の予防、教育的指導の充実、女子への指導に関する正しい理解に努める。
- ・顧問は、顧問同士や外部指導者等との運営方針等の共通理解を図り、生徒の過重負担にならないよう協議・調整をし、その管理・指導の下に協力して活動を進める。

(2) 活動量（休養日や活動時間等）について

ア. 平日

- ・活動日は、週 240 分以内とする。
- ・平日の 1 日の活動時間は、80 分以内とする。
- ・始業前は、原則として年間を通して活動しない。

イ. 休日（週休日及び祝日）

- ・土曜日、日曜日のいずれかは、原則「休業日」とする。
- ・毎月「第 3 日曜日（家庭の日）」は、原則、年間を通して「休業日」とする。
- ・活動時間は 3 時間程度までとし、長時間〔終日〕練習はしない。なお、練習試合や大会への参加等により活動時間が長くなる場合には、気象状況や生徒の健康状態を考慮した範囲内とし、超過した時間分は別日に休業日を設ける。

ウ. 長期休業中

- ・土曜日、日曜日については、原則、活動しない。
- ・活動時間は、3 時間程度までとし、原則、長時間〔終日〕練習はしない。
- ・活動終了時刻を 16 時 15 分、最終下校時刻を 16 時 30 分とする。

エ. 大会・練習試合について

- ・原則として愛知県内での実施とし、宿泊はしない。
- ・「岡崎 SOUTH」として、大会主催者の規定に沿って出場する。
- ・市独自の大会について、ブロック内で複数チームの出場を認めることがある。

オ. 移動手段

- ・地域ブロック部活動の拠点校への移動については、保護者の判断のもとで、①徒歩、②自転車、③公共交通機関、④保護者による送迎等を利用する。
- ・自転車を使用する場合は、自転車保険に加入することが義務化されているため、各家庭で加入する。
- ・自転車に乗車する際は、道路交通法を守る。ヘルメットは必ず着用する。
- ・移動中の事故等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの適用を受けることができる。
- ・大会出場時の選手輸送、部員移動については、原則として公共交通機関を利用し、必ず顧問の引率の下で移動させる。ただし、保護者が自身の子供の送迎を行う場合もある。

カ. その他

- ・大会への参加等でやむを得ず土日ともに活動する場合には、代替休業日を設定する。
- ・日没までに帰宅できるように活動を終え、安全に帰宅できるようにする。

4 その他

(1) 保護者及び地域との連携

- ・学校または顧問は、地域からの信頼を得るため、日頃から保護者との信頼関係を築き、子供たちの活動が充実したものになるように心掛ける。
- ・学校または顧問は、地域や保護者に積極的に情報を発信し、地域や保護者からの理解を得た部活動運営に努める。

(2) 安全の確保と緊急時の対応

- ・子供の安全確保のため、活動場所の施設、設備、道具等について管理を適切に行うとともに、常にその状態を把握し事故防止に努める。また、子供の健康状態を確認し、十分に水分や塩分が補給できる休憩時間を確保して、家庭と連携しながら子供の健康管理を徹底する。
- ・緊急の事態や不測の事態に対処できるように、原則として顧問不在の中で活動しない。また、子供の安全を最優先し、体調不良やけがが発生した場合には子供の処置を速やかに行い、保護者への連絡や医療機関で受診するための道筋を確立させておく。

(3) 連絡手段

- ・Forms や Teams を利用して欠席連絡およびメール配信を行う。